

第1号議案 令和5年度 PTA 活動報告

和泉市立光明台南小学校

〔1〕組織運営

- ① 紙面総会の開催
- ② 役員会の開催
 - 8回開催
 - 学年委員選出
 - 次年度役員の選出

〔2〕実施した活動

- ① 市PTA協議会出席への参加
- ② 文化講習会（しめ縄づくり体験）の開催
- ③ 市PTA他広報誌への行事・活動を掲載（紙面発行）
- ④ 教育設備助成の取り組み
 - ・ベルマーク活動（回収したベルマークの集計作業）
- ⑤ 奉仕活動
 - ・除草及び側溝等の清掃活動（8月27日）
- ⑥ 子ども達との『あいさつ運動』の実施（原則、毎月1日）
- ⑦ 運動会、受付・会場設営の補助

〔3〕地域との連携及び対外活動

- ①和泉市PTA協議会関係
 - ・総会への参加
 - ・企画人権委員会及び広報委員会への参加
 - ・PTA研究大会への参加
 - ・市PTA作品展への出展
- ② その他地域組織との連携・協力
 - ・連合町会防災訓練への参加
 - ・地域会館防草シートの設置作業の参加

〔4〕かがやけ子ども推進協議会

- ・協議会本部会議への参加
- ・かがやけフェスタでの巡回警備等の協力

PTA会員各位

令和6年3月15日

和泉市立光明台南小学校
PTA会長 上埜 孝洋
校 長 竹中 克治

令和5年度 PTA会計報告決算書

	項 目	予算額	収入額
【収入】	前年度繰越金	¥199,976	¥218,612
	会費	¥1,077,000	¥1,026,059
	雑収入	¥0	¥0
	収入合計	¥1,276,976	¥1,244,671

【支出】	項 目	予算額	決算額	摘 要
	諸負担	¥100,000	¥117,515	青バト助成金、市PTA協議会負担金 府PTA安全会費 等
	本部委員会活動費	¥100,000	¥102,500	本部委員会活動費 PTA文化講習会負担金 等
	環境整備・保健費	¥200,000	¥169,309	学校環境整備材料費 園芸等消耗品 等
	消耗品費	¥200,000	¥266,529	設備費用(用紙・インクトナー等)
	備品費	¥100,000	¥92,532	農耕設備、図書館図書 ICT教育教材 等
	学校行事費	¥350,000	¥296,424	各学校行事式典費用
	児童活動費派遣費	¥100,000	¥37,789	ゲストティーチャーに対する物品謝礼代 派遣費用 等
	慶弔費	¥20,000	¥0	
	予備費	¥106,976	¥0	特別会計
		¥1,276,976	¥1,082,598	

【差し引き】

収入合計 ¥ 1,244,671 - 支出合計 ¥ 1,082,598 = 差引 ¥162,073

差引残高は、令和5年度PTA会計に繰り越します。上記正に報告いたします。

令和6年3月8日

PTA会計

原 田 幸 恵



竹 谷 佳 子



会計諸帳簿を監査した結果、適正に執行されたことを認めます。

令和6年3月11日

PTA会計監査

梶 野 智 美



2024年度 PTA 活動計画（案）

和泉市立光明台南小学校

〔1〕組織運営

- ①紙面総会
- ②実行委員会の開催 不定期開催（検討案件等により適宜開催）
- ③学年委員選出 ・選出準備（例年と同様）
 - ・保護者への調査を実施（4月下旬）
 - ・学年委員選出（調査集計と学級委員選出にあたっての選出手順の確認）
- ④学年委員会の開催等
- ⑤2024年度（令和6年度）本部役員の選出

〔2〕具体的な活動

- ①実行委員会での決定事項の遂行
- ②学年委員からの意見・要望・提案を集約
 - ・PTA の運営や活動についての意見交換 ・各学年/各学級からの意見・要望等の対応
- ③市 PTA 協議会出席、連絡等
- ④かがやけ子ども推進協議会事務局会議への参加
- ⑤市 PTA 作品展に向けての製作活動（実行委員及び学年委員他）
 - ※作品展への搬入搬出作業及び設営
- ⑥市 PTA 他広報誌及び広報活動（紙面発行等）
- ⑦教育設備助成の取り組み
 - ・ベルマーク活動（回収したベルマークの集計及び応募等/年3回程度）

- ・使用済みインクカートリッジ回収活動（ベルマークと同様）
- ⑧奉仕活動 ・除草及び側溝等の清掃活動（年 1 回予定） ※保護者及び各クラブ組織への協力要請
- ⑨子ども達との『あいさつ運動』の実施
- ⑩運動会等学校行事への参加・協力
- ⑪登下校時の見守りに関すること

〔3〕 地域との連携及び対外活動

- ①和泉市 PTA 協議会関係
 - ・総会への参加
 - ・企画人権委員会及び広報委員会への参加
 - ・PTA 研究大会への参加
 - ・市 PTA 作品展への出展
- ②青少年問題協議会との連携・協力
 - ・青問協で実施する活動への参加
- ③その他地域組織との連携・協力

〔4〕 かがやけ子ども推進協議会

- ①協議会本部会議への参加
- ②各種イベントへの参加・協力
- ③光明台中学校/光明台北小学校との連携

令和6年4月19日

PTA会員各位

和泉市立光明台南小学校
PTA会長 宮崎 隆人
校長 竹中 克治

令和6年度 PTA会計 予算案

【収入】

項 目	予算額	
前年度繰越金	¥162,073	
会費	¥900,000	
雑収入	¥0	
収入合計	¥1,062,073	

【支出】

項 目	予算額		摘 要
諸負担	¥100,000		青パト助成金、市PTA協議会負担金 府PTA安全会費 等
本部委員会活動費	¥100,000		本部委員会活動費 PTA文化講習会負担金 等
環境整備・保健費	¥150,000		学校環境整備材料費 園芸等消耗品 等
消耗品費	¥200,000		設備費用(用紙・インクトナー等)
備品費	¥100,000		農耕設備、図書館図書 ICT教育教材 等
学校行事費	¥300,000		各学校行事式典費用
児童活動費派遣費	¥50,000		ゲストティーチャーに対する物品謝 礼代 派遣費用 等
慶弔費	¥20,000		
予備費	¥42,073		特別会計
	¥1,062,073		

※予算の流用は認める。

【会計収入算定基準】

職員数 25 名

児童数 275 名

会費 300

計 300 名 × (10ヵ月分) 3000 円 = 900000 円

和泉市立光明台南小学校 PTA 規約

和泉市立光明台南小学校 P T A

第 1 章 名称・事務所

第 1 条 この会を和泉市立光明台南小学校 P T A と呼ぶ。

第 2 条 この会の事務所を同小学校内に置く。

第 2 章 目的

第 3 条 この会は、保護者と教員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかるとともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第 3 章 事業

第 4 条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- イ) 児童の幸福な成長をはかるための施策
- ロ) 会員相互の教養を高めるとともに、交流・融和に寄与する施策
- ハ) 学校と家庭との連携・協調をはかるための施策
- ニ) その他、会の目的を達成するための施策

第 4 章 会員資格

第 5 条 光明台南小学校に在籍する児童の保護者、並びに同校に勤務する教員は、この会の会員となる。会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 5 章 総会

第 6 条 総会は、全会員をもって構成される最高の議決機関であって、定期総会・臨時総会・文書総会（紙面・インターネット等を含む）を持って総会とする。

第 7 条 定期総会は、原則として年 1 回 4 月または特別な事情がある場合はそれ以降に開催も可能とし、会員の三分の一以上（委任状含む）の出席により成立し、委任状を除く出席者の過半数の賛成で議案を議決する。また、文書総会とする場合は、一定の期間に議案内容に対する意見を募り、意見がない場合は成立と同等とし、また、意見がある場合は、その意見内容について説明等を果たした後に成立と同等に扱う。

第 8 条 臨時総会は、会員の 20 分の 1 以上から開催要求があった場合、または実行委員会が必要と認めた場合に開催し、成立と議決に関しては定期総会と同様とする。

第 9 条 文書総会は、文書で全会員に議案を提案する。議案書は 3 月中旬以降、新年度実行委員会が開催されるまでに開示する。文書総会を告知する文章に示された期日までに、会員の 20 分の 1 以上の定期総会の開催請求がない場合、文書総会で提案された議案は承認されたものとみなす。

第 6 章 委員総会

第 10 条 委員総会は、本部役員（各委員長含む）及び学年委員をもって構成し、必要があるとき、または、構成員の三分の一以上の要求があった時及び会長が必要と認めるときに開催する。

第 11 条 委員総会は、実行委員会において議決された事項のうち、運営上必要なものに限って協議し、議決する。

第 12 条 委員総会は、構成員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

第 7 章 実行委員会及び特別委員会

第 13 条 実行委員会は、本部役員・学年委員及び校長・教頭・首席教員等をもって構成する。

第 14 条 実行委員の任務は、次のとおりとする。

- イ) 規約並びに総会決議に従った本会の事業の企画・実行
- ロ) 総会に報告する議案及び事業報告書の作成
- ハ) 各委員会によって企画された事業の審議・検討並びに調整
- ニ) 第 17 条による特別委員会の設置

第 15 条 実行委員会の開催は、会長が必要と認める時、または各委員会等からの要請並びに構成員の三分の一以上の要求があった時に開催することができる。

第 16 条 実行委員会は、構成員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決とする。

第 17 条 特定の目的を遂行するために、実行委員会は特別委員会を設置することができる。その構成員及び任務については、実行委員会にて決定する。

第 8 章 本部役員及び本部役員会

第 18 条 この会に次の役員を置く。

会長 1 名 その他本部役員として最低 9 名とする。

第 19 条 本部役員の任期は 1 年とする。役員の再任については、これを妨げない。

第 20 条 本部役員会は随時開催し、本会の円滑な運営をはかるために、会全般の会務（事業・渉外・会計）について検討する。

第 21 条 本部役員の任務は、次のとおりとする。

- イ) 会長は、会を代表し、会務を統括し、総会・本部役員会・実行委員会を招集する。

- ロ) 本部役員は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、副会長の中から1名を優先し、その他特別な事情がある場合は、本部役員の中から1名その代理者となる。
- ハ) 本部役員は、各種会議及び集会を通知し、その議事及びその他本会全般の活動状況を記録・保管する。
- ニ) 本部役員は、会計事務を処理し、財産を管理する。

第9章 会計監査

第22条 この会の経理を監査するため、1名以上の会計監査を置く。会計監査は、会計監査を行い、その結果を総会に報告する。

第10章 会計

第23条 この会の経理は、会費・寄付金等その他の収入によって支弁される。

第24条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行う。

第25条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第26条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日の間とする。

第27条 この会の会員は、総会で決定された会費を納めなければならない。

第28条 徴収方法及び金額は、総会で決定する。

第11章 その他

第29条 会長・本部役員・学年委員の選出については、「役員等選出規定」に定める。

【付則】

(1) この規則の改正については、総会の承認を得なければならない。

(2) この規約は、令和3年4月1日から実施する。

(3) 和泉市立光明台南小学校 PTA 規則改正年月日。

- | | |
|--------------|--------------|
| ・昭和57年 4月30日 | ・昭和61年 5月 9日 |
| ・平成 元年 1月21日 | ・平成 2年 3月 1日 |
| ・平成 3年 5月17日 | ・平成 5年 1月27日 |
| ・平成10年 5月16日 | ・平成15年 4月27日 |
| ・平成18年 4月22日 | ・平成23年 2月 8日 |
| ・平成25年 3月11日 | ・平成25年12月14日 |
| ・令和 4年 1月13日 | ・令和 5年 5月12日 |

役員等選出規定

第1章 本部役員・会計監査の選出

第1条 役員に立候補する会員は、立候補届等に所定事項を記入し定められた期日までに選挙管理委員会に届出るものとし、届出期間は選挙管理委員会で定めるものとする。

第2条 立候補がない場合には、選挙管理委員会を推薦員会に切り替え、本部役員・会計監査の推薦活動をすすめる。

第3条 選挙管理委員会（推薦委員会）は、本部役員と教員2名以上で構成する。

第4条 選挙管理委員会（推薦委員会）は、年度内に本部役員・会計監査を選出し、会員に総会にて報告しなければならない。

第5条 本部役員・会計監査の立候補が定数内、または、立候補がなかった場合は紙上またはインターネット等により公開抽選で選出し信任投票を行う。（臨時総会での信任も可とする）なお、信任は投票総数の過半数を必要とする。または不信任投票が過半数を上回らない場合も信任と同等とする。

第6条 本部役員・会計監査・委員長の立候補が定数以上の時は、抽選により決定する。なお、会計監査は前年度の本部役員から選出する。

第2章 学年委員の選出

第7条 年度当初に、各学年から定数の学年委員を選出する。なお、その選出方法と定数については、本部役員会等で決定する。

【付則】

（1） この規定の改正については、本部役員会にて承認を得なければならない。

（2） この規定は、令和4年度の役員選出より実施する。

（3） 役員等の選出規定の改正年月日

- | | |
|--------------|--------------|
| ・昭和57年 4月30日 | ・昭和61年 5月 9日 |
| ・平成 元年 1月21日 | ・平成 2年12月15日 |
| ・平成 3年 5月17日 | ・平成 5年 1月27日 |
| ・平成12年12月 2日 | ・平成15年 4月27日 |
| ・平成25年 3月11日 | ・平成25年12月14日 |
| ・平成30年 3月31日 | ・令和 5年 5月12日 |

光明台南小学校PTA弔慰規定

		金 額	会 葬	弔 電
弔 事	保 護 者 職 員 児 童	1万円	参加できる限りでの職員・本部役員・実行委員・当該学年委員	参加できない場合のみ学校・PTA
災 害 ・ 事 故	PTA会員 (職員を含む)	5千円	災害による家屋の損害が半壊以上	
	行事参加者 児 童	5千円	PTA行事・学校行事の中で事故にあった場合 ※但し、10日以上入院時	
※その他、特別な場合については本部役員で決定する。				

- ・上記の弔慰金及び見舞金はPTA本会計「弔慰費」より支出する。
- ・上記の弔慰金及び見舞金に関するお返しについては一切なしとする。

光明台南小学校PTA旅費規定

1. 原則として電車・バスを利用することとし、電車代・バス代を実費支給する。
2. 車を使用する場合は車1台(車提供者)につき、キロあたり20円を支給する。
(駐車代・高速代は別途支給)
3. 請求は、本人もしくは委員長がまとめて、会計へ請求する。

和泉市立光明台南小学校PTA組織図

